平成２２年（フ）第２０５号
新潟県長岡市希望が丘１丁目534番地
債務者　澤井　敬悦
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２９６号
群馬県高崎市南新波町36番地５　サンガーデン紋谷102号
債務者　渡邊　直起
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３１０号
群馬県富岡市一ノ宮1138番地１　金桐荘Ｃ棟
債務者　丸山　良子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３１１号
群馬県藤岡市藤岡2346番地８　藤ヶ丘ハイツＢ―101
債務者　松原　信司
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２４８２号
愛知県清須市阿原神門242番地　宝新川ハイツ408
債務者　高崎　　愛
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４９６号
愛知県小牧市大字間々原新田478番地１　ルレーヴアルカディア305号
債務者　榎下　好明
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４９７号
愛知県小牧市大字間々原新田478番地１　ルレーヴアルカディア305号
債務者　榎下加代子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５２８号
名古屋市南区三条１丁目５番５号　鷲尾ビル２Ｆ、住民票上の住所名古屋市南区三条１丁目５番５号　鷲尾ビル303号
債務者　栗田　一秀
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５２９号
愛知県春日井市八田町５丁目16番地４　県営八田住宅１棟701号
債務者　藤枝小夜子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５３６号
愛知県東海市富木島町勘七脇49番地の１　グランシス富木島205号
債務者　田中　禎倫
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５９６号
愛知県春日井市下条町２丁目２番地８　ベルアンジュ302号室
債務者　林　　亨
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６１５号
名古屋市東区泉１丁目３番30号　プレサンス泉シティアーク1503号
債務者　松本　亜弓（旧姓槙田）
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６６５号
名古屋市北区喜惣治２丁目75番地　喜惣治荘Ｔ７棟405号
債務者　飛田　夏奈
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６号
京都府舞鶴市字溝尻72番地
債務者　下地志保美
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
京都府舞鶴市字溝尻72番地
債務者　森本　逸子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第１００８号
堺市堺区西湊町６丁７番29号、申立時堺市堺区出島町４―３―９　たくわ壱番館308号
債務者　矢野　千春
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２１６号
堺市西区鳳中町10丁12番地３　やかた南浜寺Ⅰ―201号、前住所堺市西区上546番地１　ネオハイツ鳳1001号
債務者　吉村タクシーこと　吉村　辰夫
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係